

平成29年度

青森県女性農業者の活躍応援事業

公 募 要 領

平成29年5月

青 森 県



はじめに

本県の農業従事者の女性比率は47%を占め、全国(43%)よりも高く、潜在する女性農業者の人財は多いと推測でき、女性農業者は地域活動への意欲やアイディアはあるものの、地域で一緒に活動する仲間がいない、一歩ふみだすきっかけがないなどの環境が整わず、女性の能力が生かしきれていない現状にあります。

今後は、人口減少が進む中で、農山漁村を活力あるものとしていくためには、これまで以上に女性が十分にその感性や能力を発揮し、女性の活躍による地域コミュニティの強化と農村の活性化が期待されます。

このため、女性ならではの視点・発想を生かした女性農林漁業者の自主的な取組を支援し、農山漁村の地域活性化を図る「地域貢献プロジェクト活動」を公募方式により実施します。

1 事業内容及び採択要件等

(1) 実施主体

事業実施主体は、青森県内に住所を有する女性農林漁業者3名以上で組織するグループ(法人を含む。)とし、グループに女性農林漁業者以外の女性を含む場合は、グループリーダーが女性農林漁業者であり、かつ、女性農林漁業者がグループの過半数を占めることとする。

(2) 事業費等

ア 事業総予算額：2,000千円

イ 実施予定数：10実施主体程度

ウ 補助率及び補助金：定額、補助金上限200千円/1件

(補助対象経費に相当する額又は200千円のいずれか低い額以内の額)

エ 支出方法：原則、精算払とします。ただし、知事が必要と認めた場合は、一部概算払により交付することがあります。

(3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、本事業の目的に沿って策定された事業計画に基づき実施する取組に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

ただし、取得価格が5万円を超える機械・備品等や汎用性の高い機器の購入経費(ハード経費)は対象外とします。

ア 旅費

トップセールス等(販売促進のために県、市町村、農協等が県外で実施する青森県産品の売り込み)に参加するための交通費、宿泊費や講師、託児者等の交通費等に要する経費

イ 謝金

講師、託児者等の謝金に要する経費

ウ 使用料

会場・バス借上料、テント・機材レンタル料、マルシェ(産直市や軽トラ市、青森県産品の販売のためのイベント)等への参加費等に要する経費

エ 材料、消耗品費

事業の実施に必要な原材料、資材、消耗品の購入等に要する経費

オ 印刷製本費

消費拡大・技術伝承のためのレシピ集、パンフレット、広告作成に要する経費

カ 事務費

事務用品の購入に要する経費

キ 通信・運搬費

トップセールス等での販売会場への輸送料、通知のための切手代等に要する経費

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

※なお、本事業を実施する際、参加費や出展料を徴収するなどにより、収入があった場合、事業実施経費から収入を差し引いた額が補助金の上限（最大20万円）となります。したがって、概算払により補助金が交付され、事業実施の際に収入があった場合で、「補助金概算払額」が「事業経費から収入額を差し引いた額」を上回った時は、その差額を県に返還することとなりますので、あらかじめご注意ください。

例) 収入額 (参加費)	1,000円×50人=50,000円
補助金概算払額	200,000円
事業経費	240,000円
事業経費から収入額を差し引いた額	190,000円
返還額=補助金概算払額200,000円-事業経費から収入額を差し引いた額190,000円	=10,000円

(4) 対象経費の経理については、次の点に留意してください。

ア 本活動の実施に係る会計、物品管理を明確にした書類を整備してください。特に、経理については、領収書等を保管するとともに、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を会計帳簿に記載し、事業費の使途を明らかにしておかなければなりません。

イ 事業実施に要した費用を証明する経理書類については、会計検査院の検査対象となりますので、事業終了後5年間は保管してください。

(5) 採択要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 本県の農山漁村の地域活性化を目的とした活動であり、単に一グループの活性化にとどまらず、地域全体への波及効果が高い取組であること。

イ その取組が他のグループの取組のモデルとなるものであり、事業終了後も継続的な取組が行われる、または、発展性のある活動につながること。

ウ 経費の積算が適切であること。

エ 農山漁村における女性の活躍促進のため、その取組を広く発信することで、県全域へのPR（活動取材、活動発表等）に協力すること。

オ より受益者の多い組織であること。

ただし、以下の取組は、本業務の対象とはなりませんので御注意ください。

ア 本業務について、他の補助金等の交付を受けている、又は受ける予定の取組

イ 営利目的の活動や、活動対象が応募グループのメンバーに限定された取組

2 応募方法

応募に当たっては、次の書類を最寄りの地域県民局地域農林水産部（以下「地域農林水産部」という。）へ持参又は郵送してください。

(1) 応募申請書（様式1）

(2) 活動計画書（青森県女性農業者の活躍応援事業「地域貢献プロジェクト活動」実施

要領の様式1)

- (3) 補助対象経費の内容を明らかにする見積書（但し、10万円未満の経費については、見積書を省略できる。）
- (4) グループ等の概要がわかる資料（グループ員の構成や職業等がわかる名簿または組織及び運営に関する規約や定款、総会資料、決算書の写し等）

3 応募に当たっての留意事項

- (1) 提出書類に不備又は不適當な事由があると選定の対象外となる場合がありますので、申請書類の作成に当たっては十分留意してください。
- (2) 提出された申請書等は返却しません。

4 審査方法

- (1) 審査会議において審査します。
- (2) 審査に際して別途資料の追加等を依頼する場合があります。
- (3) 審査会議による審査を経て、補助事業者を決定します。なお、審査過程は非公開とします。

5 審査結果の通知

応募者には、審査結果を文書でお知らせします。

6 スケジュール

- (1) 募集期間：平成29年5月12日（金）～6月20日（火）
※郵送の場合は、当日消印有効
- (2) 審査会議：平成29年7月上旬
- (3) 審査結果の通知：審査会議後数日以内
採択決定後の事務手続については、実施主体に別途通知します。

7 お問い合わせ先

本事業の内容及び申請に関する質問等に関しては、下記の機関で受付けしています。

(1) 本事業全般に関する質問

機 関 名	住 所	電話・FAX
青森県農林水産部 農林水産政策課 農業改良普及グループ	〒030-8570 青森市長島1丁目1-1	TEL 017-734-9473 FAX 017-734-8133

(2) 応募先

地域	機 関 名	住 所	電話・FAX
東青	東青地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒030-0801 青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6階	TEL 017-734-9990 FAX 017-734-8305
中南	中南地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒036-8345 弘前市蔵主町4	TEL 0172-33-4821 FAX 0172-34-4390
三八	三八地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7	TEL 0178-23-3794 FAX 0178-27-3323
西北	西北地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒037-0046 五所川原市栄町10	TEL 0173-35-5727 FAX 0173-33-1345
上北	上北地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12	TEL 0176-23-4281 FAX 0176-25-7242
下北	下北地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室	〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8	TEL 0175-22-2685 FAX 0175-22-3212

なお、下記ホームページアドレスにおいて、公募要領、実施計画書の様式等をダウンロードできますのでご利用ください。

○平成29年度青森県女性農業者の活躍応援事業の実施者募集のページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/h29jyoseikatuyaku.html>

(様式1)

整理No.	
受付日	平成 年 月 日

平成29年度青森県女性農業者の活躍応援事業
応募申請書

青森県知事

殿

住所

氏名(名称及び代表者氏名)

印

このたび、私は平成29年度青森県女性農業者の活躍応援事業に応募します。
については、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	1 事業事業計画書 <実施要領 様式1 >
	2 添付資料
<input type="checkbox"/>	①
<input type="checkbox"/>	②
<input type="checkbox"/>	③
<input type="checkbox"/>	④